

海外販路開拓支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 海外販路開拓支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、県内中小・中堅企業が海外展示会・見本市（以下「展示会等」という。）への出展に要する経費に対し、愛知県アジア展開支援実行委員会（以下「実行委員会」という。）が予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、県内中小・中堅企業が海外への事業展開を図るため、展示会等に出展する際に要する経費の一部を補助することにより、事業者の展示会等への出展を推進し、新たな販路開拓の具体的な契機を提供することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「米国関税措置」とは、アメリカ合衆国第二次トランプ政権が発表した、国際緊急経済権限法若しくは1962年通商拡大法232条に基づき、実行した又は今後実行する関税に関する一連の通商政策のことをいう。
- (2) 「中小・中堅企業」とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の第2条第1項に定める中小企業と、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の第2条第24項に定める中堅企業のことをいう。
- (3) 「主たる事務所又は事業所」とは、商業・法人登記簿、登記事項証明書、定款、規約などに記載している法人所在地又は事業活動の拠点としての主たる事務所又は事業所のことをいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象とする事業者は、米国関税措置の影響を受ける又は受ける見込みがある、愛知県内に主たる事務所又は事業所を有する中小・中堅企業とする。ただし、愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないことを要する。

(補助対象事業)

第5条 補助対象とする事業は、事前準備を含めた展示会等に出展する事業とし、出展する展示会等は次の各号を満たすものとする。

- (1) 日本・アメリカ合衆国以外で開催される展示会等であること。
- (2) 展示会等の会期が開催地における現地時間 2025 年 7 月 15 日から 2026 年 2 月 28 日の範囲内であること。

(3) 展示会等が一般消費者への販売を目的としたものでないこと。

2 補助事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象とならないものとする。

- (1) 同一の展示会等への出展で、他の行政機関等の補助若しくは費用負担を受けているもの、又は受けることが決定しているもの。ただし、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）がジャパンパビリオンを設けている展示会等で、事業者がジェトロに対して、参加費を支払って同パビリオンに出展するものについては、これに該当しない。
- (2) 前各号に定めるもののほか、愛知県アジア展開支援事業実行委員会委員長（以下、「委員長」という。）が不適当と認めるもの。

（補助対象経費）

第 6 条 補助対象経費は、別表 1 に定める経費のうち委員長が必要と認める経費とする。

ただし、別表 1 に定める経費に係る消費税および地方消費税額は補助対象経費から除く。

2 補助対象となる経費は、2026 年 2 月 28 日までに支払いが完了したものとする。

（補助金額）

第 7 条 補助金額は、補助対象経費に 3 分の 2 を乗じた額、又は 500 千円のいずれか低い額とする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、応募状況により、予算の範囲内で補助金額を調整することができるものとする。

（補助金の交付申請）

第 8 条 規則第 3 条により補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、委員長に対し、補助金交付申請書（様式第 1 号）を別に定める期日までに提出しなければならない。

2 申請者は、事業目的達成のために交付決定前に事業を実施する必要がある場合には、事業事前実施届出書（様式第 2 号）を補助金交付申請書（様式第 1 号）に添えて委員長に提出しなければならない。ただし、この届出の受理は、補助事業として補助金を交付決定することを保証するものではない。

（補助金の交付の決定）

第9条 委員長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 委員長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 委員長は、交付決定日より前に発生した経費についても、前条第2項により事業事前実施届出書（様式第2号）の提出があった場合は、交付の対象とすることができる。ただし、遡及できるのは、補助事業において出展する展示会等の現地時間における会期初日の1年前までとする。

（申請の取下）

第10条 規則第7条の規定により、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり申請の取り下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、補助金交付申請取下届出書（様式第4号）を委員長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（交付決定の取消）

第11条 委員長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が規則第16条第1項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消す場合がある。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2）第12条第1項に規定する事業計画変更承認申請書（様式第5号）の提出又は第14条第1項に規定する事業実績報告書（様式第7号）の提出を怠ったとき。

2 前項の規定は、第15条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 委員長は、第1項に基づく取消しをしたときには、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 委員長は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該取消しに係る額の返還を命ずるものとする。

5 補助金の返還に際しては、規則第18条の規定に準ずることとする。

（補助事業の内容変更）

第12条 補助事業者は補助対象経費の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第5号）を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 交付決定後における出展する展示会等の変更は認められない。展示会等を変更する場

合は、中止扱いとし、第 13 条に準することとする。

(補助事業の中止)

第 13 条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、事業中止承認申請書（様式第 6 号）により、速やかに委員長に申請してその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は規則第 13 条に定める補助事業の実績について、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は 2026 年 3 月 10 日のいずれか早い日までに事業実績報告書（様式第 7 号）を委員長に提出しなければならない。なお、第 9 条の規定による補助金の交付の決定を受けた時点で完了済の事業は、交付決定後 30 日以内の提出とする。

2 補助事業者は、前項の実績報告書をやむを得ない理由により期限までに提出できない際は、その旨の書面による申し出があり、委員長が正当な理由があると認める場合においては、期限について猶予することができる。

(補助金の額の確定)

第 15 条 委員長は、前条第 1 項の報告を受けた場合においては、報告書等の関係書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第 12 条第 1 項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 8 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 16 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、10 日以内に補助金請求書（様式第 9 号）を提出しなければならない。

2 委員長は、前項の規定により補助金請求書（様式第 9 号）を提出した補助事業者に対して、補助金を交付する。

(補助金の経理等)

第 17 条 補助事業者は、補助金にかかる経理について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は 2025 年 7 月 2 日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

補助対象経費	内容
出展登録料	・展示会等に出展するために要する主催者等に支払う登録料。 ・出展を行う展示会等への公式 web サイト上に商品や企業情報等を掲載するために要する登録料なども含む。
小間料	・展示会等に出展するために要するブースの出展小間料。
装飾代	・展示ブースの設営や装飾・工事等のため、主催者に支払いを行う又は主催者の指定した事業者等に支払う経費
備品等借上料	・展示会等への出展に際して必要となる、展示ブースに設置する机や椅子といった機器・設備を主催者若しくは主催者の指定した事業者などから借用するための借上料